

平成 22 年 6 月 9 日現在

研究種目：特定領域研究
 研究期間：2004～2009
 課題番号：16090101
 研究課題名（和文） 金融監督規制の国際調和と相互承認の研究
 研究課題名（英文） Research on the international harmonization and mutual recognition of financial supervision/regulation

研究代表者
 久保田 隆（KUBOTA TAKASHI）
 早稲田大学・法学学術院・教授
 研究者番号：50311709

研究成果の概要（和文）：

本研究成果の概要としては、概要2つに分類できる。第一に、日本法の透明化に資するべく、金融法班の取引法グループ（代表：野村教授）と連携し、日本の判例・法令を英訳しチェックしてホームページ上で公開した。第二に、法学研究の深化と日本からの発信に資するべく、金融監督規制の国際調和と相互承認に関する研究を進めて論文発表・内外の学会報告を何度も行ったほか、アメリカから成果の一部を研究書として商業出版し、本テーマに関わる国際シンポジウムを開催した。

研究成果の概要（英文）：

This Research has done two tasks: 1) collaborated with Prof. Nomura's group, our English translation of Japanese laws and cases is published through our Homepage; 2) will looked at the relationship between international transactions and relevant reformations of Japan, investigated mutual impact, defined problems, transmit ted the research results, and proposed new legislation by papers, academic presentations in both Japan and overseas, publishing English book from an American publisher, having some international workshops and symposium.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2004年度	2,600,000	0	2,600,000
2005年度	3,800,000	0	3,800,000
2006年度	5,000,000	0	5,000,000
2007年度	4,800,000	0	4,800,000
2008年度	4,100,000	0	4,100,000
2009年度	3,300,000	0	3,300,000
総計	23,600,000	0	23,600,000

研究分野：法学

科研費の分科・細目：国際法学・3403

キーワード：国際金融、銀行規制、証券規制、保険規制、会計規制

1. 研究開始当初の背景

研究開始当初、諸外国において自国法典の英訳作業が進む中、日本法の英訳はあまり進んでおらず、日本法の透明化に資する作業が社会的に求められていた。その一方で、国際金融規制を統合したり相互承認する動きが益々活発化しており、そのための総合的研究が世界的に求められていた。従って、本研究はこの部分を埋め、日本法並びに日本法学の最先端の研究成果を英語で海外に発信せんとしたものである。

2. 研究の目的

第一に、日本の金融監督規制に関する法令・判例・学説を分かり易く英語に翻訳してホームページ上で公開すること。第二に、金融規制法の研究を進め、「法の調和と外国制度の相互承認」という国際経済法で用いられてきた考え方を規制法に応用して現行規制の総合的理解および評価、理論モデルの提示、英語による海外発信を行うことを目的とする。

3. 研究の方法

上記の目的に対しては、野村教授のグループと連携しつつ、ホームページ上に載せるコンテンツの品質チェックを綿密に行い、上記の目的に対しては、各メンバーによる内外の論文発表・学会報告に加えて、国際シンポジウムやワークショップを開催するほか、英語による研究書出版を果たす。

4. 研究成果

上記の目的に対しては、ホームページ上に日本の判例の英訳を100程度載せ、日本政府のプロジェクトがカバーしていない3法令を英訳し、併せて概説やリンク、シンポジウムの案内等を掲載した。上記の目的に対しては、各メンバーによる内外における従来型の論文・学会報告は当然として(後述参照) Takashi Kubota Ed., Cyberlaw for Global E-Business: Finance, Payment and Dispute Resolution, Information Science Reference, 2008, p.293 をアメリカの出版社から商業出版し、2009年3月14日には早稲田大学で国際シンポジウム「グローバル金融規制の再編成」を開催(スタンフォード大学、ペンシルバニア大学、台湾大学、ソウル大学、ヨーク大学、日本銀行等からパネリストを招聘)。その他にも国際ワークショップを幾つか開催し、当初目的を上回る成果を上げた。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計26件) 査読有と書かれたもの以外は査読無(但し、法学では権威ある雑

誌ほど査読無が普通)。

久保田隆「決済システム改革とリーガルリスク」早稲田法学 81 巻 1 号(2005年) 205-212 頁

久保田隆「国際銀行監督に関するバーゼル合意の法的課題」早稲田法学 81 巻 1 号(2005年) 213-219 頁

久保田隆「バーゼル 実施と Hague 条約批准・UNIDROIT 条約成立の課題」比較法学 39 巻 2 号(2006年) 243-262 頁

Kurihara ed., (Takashi KUBOTA wrote chapter 17) Global Information Technology and Competitive Financial Alliances (Chapter 17: Legal Concerns Against Auctions and Securities Conventions), 査読有, The Idea Group, Inc., 英語単行本, (2006年)

久保田隆・田澤元章・三宅・小澤・生田共訳『SOX 法による内部統制構築の実践』レクシスネクシス・ジャパン(2006年) 1-265 頁、第1・9章、あとがき(1-24, 209-212, 257-259 頁)

久保田隆・田澤元章監訳『アメリカ国際商取引法・金融取引法』レクシスネクシス・ジャパン(2007年) 1-491 頁、第1章(3-75 頁)、あとがき(487-488 頁)

久保田隆「バーゼル・プロセスとバーゼル」季報住宅金融(2007年9月) 2-13 頁

久保田隆「金融監督規制の国際調和と相互承認に関する - 考察: バーゼルの規定過程を素材にして」早稲田法学 第83巻3号(2008年) 1-35 頁

久保田隆「「為替取引」概念と収納代行サービス」金融法務事情 1847 号(2008年) 22-31 頁

久保田隆「マネーロンダリングと日本の課題」事業再生と債務管理 123 巻(2009年) 139-145 頁

弥永真生「海外におけるコーポレート・ガバナンスに関する開示の状況」『ディスクロージャー・フォーラム』4 号(2004年) 1-16 頁

弥永真生「国際会計の潮流からみた会社法」『法律時報』78 巻 5 号(2006年) 45-51 頁

弥永真生「諸外国における三角合併に関する制度との比較」『企業会計』59 巻 8 号(2007年) 40-47 頁

弥永真生「国際財務報告基準のアドプションの必要性」経営財務 2893 号

(2008年)25-31頁

弥永真生「会社法からみた企業結合に関する会計基準(案)の問題点」企業会計60巻12号(2008年)84-88頁

弥永真生「コンバージェンスと受容」企業会計60巻4号(2008年)60-68頁

田澤元章「日本版LLP/LLC制度の法的構造と問題点」(中文訳の掲載)渠涛編『中日民商法研究』北京、法律出版社第5巻(2006年)380-388頁

田澤元章「株式のペーパーレス化と間接保有証券の国際取引上の法的リスクについて」『名城法学』56巻第1号(2006年)55-77頁

田澤元章「通知銀行による信用状条件変更の通知遅延と不法行為責任(最高一小判平成15・3・27)商事判例研究」『ジュリスト』1315号(2006年)200-203頁

田澤元章「インドネシアにおける銀行部門の機能向上と健全性強化に向けた制度改革」アジア法研究第2号(2008年)127-128頁

21 田澤元章「サブプライム・ローン問題が提起した国際金融証券規制の課題」国際商取引学会年報11巻(2009年)査読有230-243頁

22 木下孝治「保険業法逐条解説(XXIII)」生命保険論集148号(2004年)149-208頁

23 木下孝治「保険募集における重要事項説明ルールの考え方について」生命保険論集152号(2005年)75-120頁

24 木下孝治「保険販売における契約概要・注意喚起情報の記載内容」ビジネス法務2007年7月号(2007年)

25 木下孝治「保険契約における情報格差の是正と不正請求対策」商事法務1808号(2007年)14-26頁

26 木下孝治「告知義務・危険増加」ジュリスト1364号(2008年)18-26頁

[学会発表](計6件)

久保田隆(報告)田澤元章(予定討論)「パーゼル 実施と Hague 条約批准・UNIDROIT 条約成立の課題」日本金融学会全国大会2006年4月26日(於:早稲田大学)

木下孝治「保険契約における情報格差の是正と不正請求対策」日本私法学会2007年10月6日(於:専修大学)

田澤元章(報告)富澤敏勝(予定討論)

「国際証券規制の課題 - サブプライムローン問題への対応」国際商取引学会東部部会2008年7月5日(於:早稲田大学)

Takashi KUBOTA, Regulation of Rating Agencies: Comparative Study, International Law Association MOCOMILA, Sept. 27, 2009, at the Bank Nagara Malaysia, Kuala Lumpur, Malaysia.

久保田隆「格付け会社の規制について」国際商取引学会全国大会2009年11月7日、田澤元章(予定討論)

Takashi KUBOTA, Consolidation of Financial Regulation and Business in Japan, International Conference on Financial Law Reform, Centre for Corporate and Financial Law, College of Law, National Taiwan University (NTU), 9:00 - 16:30, Conference Hall, the Tsai's Lecture Hall, NTU June 4, 2010.

[図書](計3件)

Takashi KUBOTA ed., Cyberlaw for Global E-Business: Finance, Payments, and Dispute Resolution. Information Science Reference (an imprinted of IGI Global) 2008, p.293

久保田隆・杉浦保友編『ウィーン売買条約の実務解説』中央経済社2009年、364頁

弥永真生『IFRS導入の論点』中央経済社2009年、333頁

[その他]

(1) ホームページ等: 日英語併記で日本判例・法令の英訳等を公開。

http://www2.osipp.osaka-u.ac.jp/~nomura/project/inter_finance/eng/index.html

(2) 国際シンポジウム

「グローバル金融規制の再編成 (Reorganizing the Global Financial Regulation)」2009年3月14日13:00~17:30、於:早稲田大学8号館301-303会議室にて実施。司会:久保田隆、コメント:田澤元章。パネリストは、ペンシルバニア大学チャールズ・ムーニー教授、スタンフォード大学ケネス・スコット教授、ヨーク大学ベンジャミン・ギバ教授、ソウル大学朴峻教授、台湾大学王文宇教授、北海道大学曾野和明名誉教授、日本銀行大川昌男企画役。出席者は100名前後で、日本の金融関係者や駐日カナダ大使、学生らが出席。

(3) 国際ワークショップ

- 2007年3月：野村教授のグループと共にオーストラリア国立大学にてアンダーソン教授らとともに日本法英訳の課題に関する国際ワークショップを開催。久保田隆、弥永真生が参加。
- 2008年11月28・29日：総括班主催のシオンボジウム「ここが変だよ日本法」に「金融規制の影響評価」と題して弥永真生、木下孝治が報告。

6. 研究組織

(1) 研究代表者

- 久保田 隆 (KUBOTA Takashi)
早稲田大学・法学学術院(法務研究科)・教授
研究者番号：50311709

(2) 研究分担者

- 弥永真生 (YANAGA Masao)
筑波大学・社会科学系・教授
研究者番号：60191144
- 木下孝治 (KINOSHITA Koji)
同志社大学・司法研究科法務専攻・教授
研究者番号：00263187
- 田澤元章 (TAZAWA Motoaki)
明治学院大学・法学部・教授
研究者番号：20281751

以 上